

質問書に対する回答

件名) 東京外環自動車道 八潮橋常設足場設置工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 19-4-6 施工	常設足場の設置等については高所作業車を用いて施工するものとする。と記載がありますが、八潮-16(P226)～八潮-17(P227)間の一部に水路関係の構造物により高所作業車では施工できない範囲があります。この範囲については吊足場を部分的に設置し、施工すると考えてよろしいでしょうか。また、上記費用は参考見積の常設足場Aに計上してよろしいでしょうか。	八潮-16(P226)～八潮-17(P227)間の水路においても高所作業車を用いて施工可能と考えます。設計図書に示す条件より、貴社の施工計画に基づきお考えください。
2	特記仕様書 19-4-6 施工	部分塗装に使用する塗料については、「構造物施工管理要領」Ⅲ-2-1-2の規定によるものとする。と記載がありますが、「構造物施工管理要領」Ⅲ-2-1-2に部分塗装の仕様について記載がございません。部分塗装の仕様（何層塗り等）を明示願います。	部分塗装の仕様については、「構造物施工管理要領」Ⅲ-2-1-2に規定するi-1系とお考えください。
3	金抜設計書 19-(2) 交通保安要員 誘導警備員A(夜) 19-(2) 交通保安要員 誘導警備員B(夜)	金抜設計書において交通誘導警備員Aが206人計上されていることから、規制回数は206回を想定しているものと思われませんが、規制種類（配置図）ごとの回数を明示願います。	一般道における規制種類（配置図）ごとの回数については、貴社の施工計画に基づきお考えください。